

大分県手話言語条例

手話は独自の言語であるとの認識に基づき、手話の普及等により障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生する大分県を実現するため、令和3年3月、議員提案により「大分県手話言語条例」が制定・施行されました。

「手話は独自の言語である」とは

- 手話には、音声言語（日本語）と異なる語彙や文法があります。手指の形、位置、動きに加え、表情や首の動きなども活用することにより、複雑な文法的意味を表現することができます。
- 聞こえる人にとって音声言語（日本語）がそうであるように、ろう者にとって手話は、思考、感情及びコミュニケーションの基盤であり、成長していくために不可欠な言語です。



手話であいさつしてみましょう

おはようございます



顔の横においたこぶしを下げながら軽くおじぎする

ありがとう



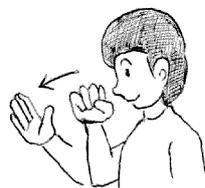
片手の甲に反対側の手の小指側をあて、上にあげながら軽くおじぎする

こんにちは



人差し指と中指の2本を額にあて軽くおじぎする

よろしくお願いします



鼻の前においたこぶしを開きながら前を出す

こんばんは



両手の平を体の前で交差させながら軽くおじぎする

お疲れ様でした



こぶしで反対側のうでを軽くたたく

条例の概要

基本理念

- ・手話の普及等は、手話が独自の言語であって、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行う。
- ・手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生することを基本として行う。

責務・役割

●県の責務

- ・ろう者への合理的配慮を行うとともに、手話の普及等に関する総合的な施策を実施する。
- ・市町村その他の関係機関と連携を図るとともに、ろう者、手話通訳者等の協力を得るよう努める。

●県民の役割

- ・手話に対する理解を深めるよう努める。
- ・手話に関する知識及び技術に応じて手話の普及に努める。

●事業者の役割

- ・ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的配慮を行うよう努める。

県の施策等

- | | |
|-------------|------------------|
| ●施策の策定及び実施 | ●手話を獲得・習得する機会の確保 |
| ●手話を学ぶ機会の確保 | ●手話を用いた情報発信等 |
| ●手話通訳者等の養成等 | ●手話通訳者の派遣体制の整備 |
| ●学校等における取組 | ●事業者への支援 |
| ●手話に関する調査研究 | ●手話の普及等に当たっての配慮 |
| ●財政上の措置 | |

お問い合わせ先

●この条例について

大分県議会事務局政策調査課 〒870-0022 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-5032 FAX：097-506-1785
MAIL：a21000@pref.oita.lg.jp

●県の施策について

大分県福祉保健部障害福祉課 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-2723 FAX：097-506-1740
MAIL：a12500@pref.oita.lg.jp

●手話について

大分県聴覚障害者センター 〒870-0907 大分市大津町1-9-5
TEL：097-551-2152 FAX：097-556-0556
MAIL：info@toyonokuni.jp